

石巻市離島地区

使用済自動車処理助成金

網地島地区および田代島地区に使用済自動車を所有される方が、当該使用済自動車を引取業者へ引渡すため航送する場合において、離島地区における住民負担の軽減と、使用済自動車の適正な処理を図るため、航送費用の一部に助成金を交付することになりました。

助成金の交付を希望する場合は、申請手続きが必要になりますので、事前にお問い合わせ願います。

〔助成対象〕

網地島地区および田代島地区にある使用済自動車を定期船によって航送する場合に必要な自動車航送運賃を対象とします。

※中古車として下取りに出す場合は対象外となりますのでご注意ください。

〔助成割合〕

自動車航送運賃の8割以内

〔手続き〕

使用済自動車を航送し引取業者へ引渡した後に、航送した月の月末まで、次の書類を市に提出してください。



(1) 石巻市離島地区使用済自動車処理助成金交付申請書

(2) 網地島ライン発行の自動車航送券（領収書）

(3) 引取業者が発行する使用済自動車の引取証明書の写し

申・問

申請書などは廃棄物処理課または牡鹿総合支所へ提出（郵送可）してください。

生活環境部廃棄物処理課

〒986・8501石巻市日和が丘

一丁目1番1号

☎95・1111（内線402）

牡鹿総合支所市民生活課

〒986・2523石巻市鮎川浜鬼

形山1番地13

☎45・2112

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

今月は牡鹿総合支所管轄で集合注射が行われます

実施日	受付会場	時間
17日 (水)	小淵分館前	9:00～ 9:20
	給分老人憩の家前	9:30～ 9:45
	大原生活センター前	9:50～10:05
	小網倉漁村センター前	10:15～10:35
	谷川分館前	10:50～11:20
18日 (木)	寄磯漁業協同組合前	11:35～11:55
	新山生活センター前	9:00～ 9:15
	十八成老人憩の家前	9:35～10:05
	牡鹿公民館	10:10～11:10
	網地島漁業協同組合網地支所前	13:40～14:00
	網地島漁業協同組合前	14:30～14:50

料金

登録料 3,000円（未登録の方）

注射料 3,020円（注射料2,470円、注射済票交付手数料550円）

☎ 牡鹿総合支所市民生活課 ☎45-2112

犬・猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもって飼いましょう。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

市では犬猫の引き取りを行っています。日程をよくお確かめの上、引き渡す日の前日まで、環境対策課もしくは会場となる総合支所へ連絡してください。

日 時	会 場
10日(水) 10:00	北上総合支所
〃 10:30	河北総合支所
17日(水) 9:30～10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 8:30～12:00	雄勝総合支所
24日(水) 13:00～14:00	桃生総合支所
〃 14:00～14:30	河南母子健康センター前
31日(水) 9:30～10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 14:00	牡鹿総合支所

持ち物 犬の鑑札（生後3カ月を過ぎて未登録の犬は、3,000円）・印かん

☎ 環境対策課（内線268・269）・各総合支所市民生活課

ごみ集積所に出された資源物は市の所有物です

ごみ集積所からの無断持ち去りは絶対にやめてください！

ごみ集積所に出された資源物については、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の者が資源物を持ち去ることを禁止しています。

市では、警察署の協力を得ながらパトロールを継続的に実施していますので、市民のみなさんにおきまして、持ち去りの現場を発見した場合、持ち去り車両のナンバーなどをご連絡いただくなどのご協力をお願いします。収集日当日の朝5時から8時30分までに、町内会が決めた集積所に出してください。 **連絡先** 廃棄物処理課 ☎96-6814



対象資源物

古紙（新聞紙、雑誌、古本、雑誌、ダンボール、紙パック）、あき缶、あきびん など

企業誘致助成金制度

市では、産業の振興と雇用の拡大を図るため、工場や事業所などの施設を新設・増設・移設した場合、その要件により、助成金を交付しています。

助成内容	対象企業者	業種	地域	区分
①新設の場合 投下固定資産額 5千万円以上 ②増設の場合 投下固定資産額 2千万円以上 ③移設の場合 投下固定資産額 3千万円以上 ※資本金3,000億円を超える企業の「増設」における企業立地助成金の額は、当該増設に係る固定資産税額の3分の1以内(年間5,000万円を限度額とする)。 交付期間：5年間 ※上下水道料・金助成金 対象経費：特定地域(工業専用地域)に新設等を行った後、営業用に供した上下水道料金 助成額：上下水道料金の30%相当額 限度額：5,000万円(年間) 交付期間：5年間 ④緑化推進助成金 対象経費：事業所等の敷地面積が3,000㎡以上で敷地面積の10%以上の緑化に要した経費 助成額：緑化経費の30%相当額 限度額：5,000万円(年間) 交付期間：1回(限)	①新設の場合 ●大企業者 投下固定資産額 5億円以上 25人以上 (うち新規10人以上) ●中小企業者 投下固定資産額 5千万円以上 10人以上 (うち新規5人以上) ②増設の場合 ●大企業者 5億円以上 10人以上 ●中小企業者 2千万円以上 5人以上 ③移設の場合 ●中小企業者 投下固定資産額 3千万円以上 5人以上	●製造業・情報サービス業・倉庫業・道路運送業・旅館およびホテル・博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・自然科学研究所・遊園地(テーマパークを除く)・自動車整備業・機械修理業・電気機械器具修理業	石巻トゥモロービジネスタウン 市内全域(石巻トゥモロービジネスタウンを除く)	拠点地区 拠点地区以外

申請時期 事業所などの業務を開始する日の30日前まで
 企業立地推進課(内線619) ☎21・2021

産業創造助成金制度

産業の振興と雇用の拡大を図るため、本市において創造的産業を行う事業者の方に対して助成金を交付しています。

対象事業・区分	助成額
人材育成事業 (交付限度額50万円)	対象経費の1/2以内
研究開発事業 (交付限度額250万円)	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)
情報提供事業 (対象経費の1/2以内)	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)
業務支援事業 (交付限度額50万円)	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)

対象者

(1) 市内に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者。
 (2) 東松島市または女川町に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者で(1)の対象者と共同して対象事業を行うものの代表者。
 (3) 市外(東松島市または女川町を除く)に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者、個人事業者であつて、支店、営業所などを市内に有し(1)の対象者と共同して対象事業を行うものの代表者。

受付期間

随時。ただし、事業着手日の30日前までに申請書を提出していただく必要があります。

申請・問い合わせ 企業立地推進課
 (内線619)

新築住宅に住宅用火災警報器の取り付けが義務!

これまでもお知らせをしましたが、住宅用火災警報器の取り付けが、6月1日から義務になります。

既存住宅については、2年間の取付猶予期間が認められていますが、新築住宅については、6月1日以降に着工する場合は、建築工事が完了するまでに住宅用火災警報器の取り付けが必要で、

なお、5月31日までに工事に着工した場合は、6月1日まで建築工事が完了しなくても既存



▲住宅用火災警報器

住宅とみなされ、2年間の取付猶予期間がありますが、いずれ2年後には取り付けが必要となりますので、なるべく建築工事のときに取り付けするようにしましょう。

☎ 石巻地区消防本部予防課
 95・7111

自主防災組織をつくり 災害に備えましょう

自主防災組織とは、大規模な災害などが発生したときに、地域ぐるみで助け合い協力し合う防災組織です。

自主防災組織には定まった大きさというものはありませんが、毎日の生活の中で顔見知り、隣近所の連帯感などから、町内会単位が適当であると考えられます。

●新たに設立した自主防災組織が防災資機材などを購入する場合は、助成制度を設けてい

ます。

●自主防災組織が行う防災訓練には、消防機関が指導に当たります。また、訓練中、万一事故にあった場合の補償制度も設けています。

☎ 防災対策課

(内線397)・各総合支所総務企画課



▲自主防災訓練の様子